

評 定
(構造安全性能及び建築物等に用いられる材料・部材・工法)
申 請 要 領

株式会社 都市居住評価センター
性能評価・試験事業部

目 次

1. 評定の対象
2. 申請・評定の手順
 - 1) 事前打合せ
 - 2) 申請
 - 3) 評定委員会（受付時）
 - 4) 評定手数料の納付
 - 5) 部会
 - 6) 評定委員会（報告時）
 - 7) 評定書の受領
 - 8) 最終保存図書の提出
3. 申請取り下げ及び審査中断について
4. 設計変更の評定申請の取扱いについて
 - 1) 事前相談
 - 2) 変更の評定についての補足
5. 審査期間
6. 評定手数料
7. 申請受付先及び問合せ先

別表1： 評定申請に伴う事務手続きのフロー

1. 評定の対象

本要領は、以下の建築物等の評定（構造安全性能）及び建築物等に用いられる材料・部材・工法における評定の申請要領及び審査手順を示したものです。

- ① 高さが 60m 以下の許容応力度等計算又は限界耐力計算を用いた鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリート充填鋼管（CFT）造の建築物及びそれらの複合構造の建築物
- ② 高さが 60m 以下の許容応力度等計算又は限界耐力計算を用いた免震・制振構造の建築物
- ③ 建築物等に用いられる材料・部材・工法

2. 申請・評定の手順（別表 1：評定申請に伴う事務手続きのフロー 参照）

1) 事前打合せ

評定案件については、株式会社 都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）の性能評価・試験事業部担当職員（以下「担当職員」という。）と事前に打合せ（事前打合せ日時の予約要）を行い、以下の事項を明確にして下さい。

- ① 建築物の構造設計方法
- ② 使用材料の確認（建築基準法第 37 条第二号に係る事項の有無）
- ③ 耐久性等関係規定に係る事項の確認（建築基準法施行令第 36 条第 2 項第二号に係る事項）
- ④ 評定対象部分と対象外部分との区別

同時に、担当職員より、申請要領、申請図書作成要領及び手続き等のスケジュールの説明をいたします。なお、審査の受付は、内容に応じて随時受付も行ってまいります。

2) 申請

申請は評定委員会（受付時）が開催される 1 週間前までに、以下の書類を担当職員に提出し、確認を受けて下さい。

- ① 評定申請書（仮）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ PDF データ
- ② 評定申請事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ PDF データ

同時に、担当職員より、今後の手続き・審査スケジュールの説明をいたします。

3) 評定委員会（受付時）

3.1) 構造評定委員会

構造評定委員会は毎月 2 回（原則として第 1, 3 週の金曜日）開催され、評定案件の申請受付（受付時）及び部会での審査結果報告に基づく審査（報告時）を行います。

申請者は、構造評定委員会（受付時）開催日前日の午前中までに以下の図書を提出して下さい。

- ① 評定申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ② 評定用提出図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部, 及び PDF データ
- ③ 委員会説明用資料（構造：抜粋版、材料：概要書など）・・ 3 部, 及び PDF データ

※なお、上記②については、「評定申請図書作成要領」（UHEC ホームページ）を参照して下さい。

申請者は、評定委員会（受付時）に出席し、委員会説明用資料及びその PDF データにて、概要の説明を行っていただきます。

評定委員会（受付時）での質疑応答事項については、「指摘事項回答書」を使用し、記載して下さい。

概要説明及び質疑応答後、案件の受付可否を決定いたします。

受付「可」の場合は、部会の設置に関する事項の審査後、受付「可」及び部会の開催日時について、担当職員よりメール等にてお知らせいたします。また、受付「否」の場合は、その旨を連絡し、後日、評定申請受付ができない旨の「通知書」を発行し、申請図書を返却いたします。

3.2) 材料評定委員会

材料評定委員会は毎月1回（原則として第1週の木曜日）開催され、評定案件の申請受付（受付時）及び部会での審査結果報告に基づく審査（報告時）を行います。

申請者の受付時の対応は、構造評定委員会（受付時）と同様です。

4) 評定手数料の納付

評定手数料については、評定委員会（受付時）において受付「可」となりましたら、その請求書を送付いたしますので、支払期日（請求書記載）までに指定の銀行口座へお振り込み下さい（評定手数料が振り込まれていない場合、評定書を交付できないことがあります。）。

一度入金された評定手数料は、審査の途中で取り下げられても返金いたしません。

評定手数料については、6項を参照していただきます。

5) 部 会

部会では、申請者による評定案件の具体的な説明に基づき、詳細な検討が行われます。

部会開催の頻度・日程は案件の内容により定めます。

① 第1回部会

評定委員会（受付時）での質疑応答をまとめた指摘事項回答書・追加検討資料（各3部）は、第1回部会開催日の開催時刻までに、担当職員に提出して下さい。

② 第2回部会

第1回部会における質疑応答をまとめた指摘事項回答書及び追加検討資料（各3部）は、第2回の部会が開催される場合は第2回部会開催日の開催時刻までに、担当職員に提出して下さい。

③ 第3回以降の部会

第3回以後の部会においても同様の要領で行います。

なお、構造安全性能に関する追加検討資料の作成については各種構造建築物の「評定（構造安全性能）申請図書作成要領」を参照して下さい。又、最終の部会開催時までに、構造計算書（1部）（不要な場合はお知らせします）を担当職員に提出して下さい。

6) 評定委員会（報告時）

申請者は、評定委員会（報告時）開催日前日の午前中までに以下の図書を提出して下さい。

① 報告委員会用提出図書・・・1部

※受付時の図書に、指摘事項回答書（委員会受付時、全ての部会）及び、追加検討資料（追加検討項目一覧表含む）を追加して下さい。

部会での審議が終了しますと、担当の委員は部会での審査結果を評価報告書としてまとめ、評価委員会（報告時）において審査結果の報告を行います。そして、担当の委員の報告及び評価委員会（報告時）での審議を基に「適合」、「適合（確認事項有り）」、「保留」、「不適合」の判定を行います。

判定区分は以下のとおりです。

「適合」・・・・・・・・・・審査終了

「適合（確認事項有り）」・・軽微な修正、追加検討事項についての確認を行った後、審査終了

「保留」・・・・・・・・・・再度、部会にて継続審査を行う

「不適合」・・・・・・・・・・審査を継続することが困難であるため、審査打ち切り

判定結果を基に、評価報告書の審査を行います。

評価委員会（報告時）での審査終了後、その結果を翌日までにメール等で連絡いたします。

「不適合」の場合には、評価をしない旨の通知書を交付いたします。

7) 評価書の受領

評価委員会（報告時）の審査結果が「適合」もしくは「適合（確認事項有り）」の場合、下記の要領で、性能評価・試験事業部より、評価書を交付いたします。

「適合」・・・・結果通知後、1週間以内に評価書を交付

「適合（確認事項有り）」・・・・確認事項の確認が終了後、1週間以内に評価書を交付

8) 最終保存図書の提出

申請者は、「評価申請図書作成要領」に従って、の最終保存図書を作成し、評価書受領後2週間以内に担当職員に提出して下さい。

- ・製本図書（申請者・設計者他用）・・・・必要な部数 ※内容確認・押印後、返却いたします。
- ・図書データ（UHEC保管用）・・・・同じ内容のPDFデータ

3. 申請取り下げ及び審査中断について

申請者の都合により、審査途中で申請を取り下げる場合は、申請取り下げ理由を明記した「取り下げ届」を提出して下さい。

追加実験、図書の再検討を行うため、審査を2ヶ月以上中断する場合は、中断理由を明記した「審査中断届」を提出して下さい。審査の再開を希望するときは、「審査再開依頼書」を提出して下さい。提出日より審査を再開いたします。

4. 設計変更の評価申請の取扱いについて

既に、UHECにおいて評価が終了している案件で、評価内容に変更が生じた場合の取扱いについては、担当職員に連絡下さい。

1) 事前相談

変更の評価申請の取扱いにあたっては、担当職員と事前に打合せを行い、以下の事項を明確にして下さい。

- ① 追加・変更内容
- ② 追加・変更事項の検討内容

変更の評定は、原則として、案件名、申請者名、設計者名、建設場所の記載内容に変更がないものについて適用いたします。

事前相談内容により、評定委員会審査や部会開催の可否を、評定委員会の委員長及び前回評定時の担当の委員との打合せを行い、結果を連絡いたします。

2) 設計変更の評定についての補足

2.1) 大幅な変更の場合について

変更の評定の申請にあたって、変更内容が前回の評定内容と大幅に変更される案件については、評定委員会の委員長、担当の委員及びUHECの性能評価・試験事業部にて協議の上、新規評定の申請とさせていただく場合があります。なお、変更は随時受け付けております。

2.2) 小幅度な変更の場合について

変更の評定とする場合で、小幅度な変更の場合については、UHECの性能評価・試験事業部で受付を受理し、評定委員会（受付時）を経ることなしに審査を開始することができることとしております。

評定手数料については、受付後（評定委員会（受付時）を経る場合は委員会後、経ない場合は随時）、請求書を送付いたしますので、支払期日（請求書記載）までに指定の銀行口座へお振り込み下さい。

（手数料が振り込まれてない場合、評定書を交付できないことがあります。）

5. 審査期間

審査期間は、評定委員会（受付時）開催日から評定委員会（報告時）開催日までの期間とし、その期間は原則として1ヶ月間とし、2ヶ月間を限度とします。

6. 評定手数料

本評定の手数料は「評定手数料」（別紙参照）に掲げる額といたします。

7. 申請受付先及び問合せ先

評定申請に関する受付け及び申請手続き、審査要領等に関する問合せについては、以下までお願いいたします。

株式会社 都市居住評価センター 性能評価・試験事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館3階
TEL 03-3504-2461 FAX 03-3595-0902

（改定履歴）

2002年5月13日制定
2004年10月10日改定
2007年10月10日改定
2021年4月30日改定

別表 1 : 評価申請に伴う事務手続きのフロー

